

新潟県福祉保健部が所管する死因究明等関連業務について

新潟県福祉保健部地域医療政策課

1 新潟県死因究明等推進協議会（地域医療政策課）

死因究明等推進基本法第 30 条の規定に基づき、令和 4 年 4 月 1 日に協議会を設置

2 人口動態調査関係事務（福祉保健総務課）

市町村長が出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成、保健所及び県が調査票の審査（必要に応じて医師等に照会）を行い、厚生労働省に報告する事務

3 厚生労働省所管補助金の申請事務（地域医療政策課）

異状死死因究明支援事業（補助率 1 / 2）

→異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断、感染症・薬毒物の検査に係る経費について国が財政支援を行うもの。

(1) 補助対象項目

行政解剖又は死亡時画像診断等の実施に要する経費

(2) 対象経費

職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、社会保険料（非常勤）、雑役務費（解剖経費、死亡時画像診断等の検査経費、委託費（上記経費に該当するもの）

(3) 実績件数の推移

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
死亡時画像診断	151	141	135	173	237	234
P C R 検査	-	-	15	7	1	0